

事務連絡
令和2年10月8日

建設業労働災害防止協会 技術管理部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長

くさび緊結式足場の労働安全衛生規則第570条及び第571条の適用について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、東京労働局労働基準部長から別添1のとおり、りん伺があり、別添2のとおり回答したことを通知いたします。

引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。